破産手続終結

平成２１年（フ）第２０３号
滋賀県東近江市勝堂町52番地
破産者　旭光産業株式会社
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４２９号
滋賀県長浜市朝日町13番23号
破産者　林　　勝子
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０３３号
京都府城陽市市辺南垣内108番地
破産者　茂勝産業株式会社
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
岡山市北区奥田１丁目８番13号
破産者　備北開発株式会社
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１００号
広島県呉市阿賀南３丁目11番５号
破産者　株式会社折見鉄工所
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第９９号
高知県須崎市港町85番２
破産者　丸共製材有限会社
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１８６号
福岡県田川郡川崎町大字川崎234番地の３
破産者　有限会社ワークアンドスレイブ
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所田川支部

平成２０年（フ）第１２４１号
熊本市水前寺公園28番10―301号
破産者　株式会社日動工務店
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第２２４号
宮崎県日向市鶴町３丁目５番19号
破産者　株式会社柏田工務店
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２３６２号
名古屋市中川区江松１丁目1919番地　グリーンベル102号、開始決定時の住所名古屋市中川区江松２丁目401番地の３
破産者　山本　豊久
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３６３号
名古屋市中川区江松１丁目1919番地　グリーンベル102号、開始決定時の住所名古屋市中川区江松２丁目401番地の３
破産者　山本由美子
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０７３号
京都市北区平野桜木町７番地　グランディール衣笠305
破産者　田中　和未
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６８号
大阪市此花区梅香１丁目８番８号　高完培方、開始決定時の住所大阪市此花区春日出南２丁目５番33号
破産者　岡田　和男
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３９号
神戸市灘区新在家南町１丁目１番１―1008号、開始決定時の住所神戸市中央区花隈町27番１号ドルフィンズ花隈101号
破産者　材料屋こと川口勝司こと　川口　　勝
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７８号
神奈川県横須賀市衣笠栄町４丁目28番地６ライフアップ衣笠椿館201
破産者　塩谷　成二
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１３０号
新潟県新発田市真野原外3535番地
破産者　笹川　公之
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２０年（フ）第１９４３号
京都市北区平野八丁柳町68番地の１　サニーハイム金閣寺303
破産者　山本祐三郎
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６３号
大阪府枚方市長尾元町７丁目22―31、破産手続開始決定時の住所京都府京田辺市大住平谷８番地の160
破産者　廣政　恒行
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係